

[調査研究テーマ]

「特許法29条1項柱書における「発明」成立性の判断に関する考察」

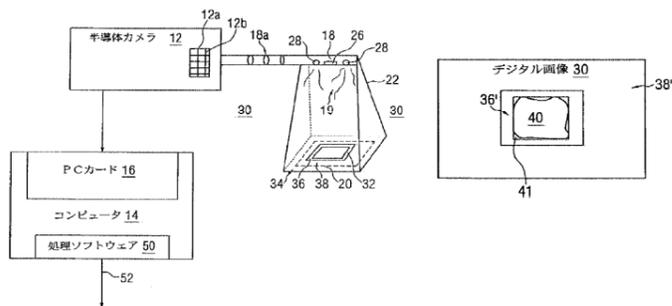
【検討判例】

事件番号	対象案件	審決	判決
平成16年 (行ケ)第188号	特開平8-147267 「連立方程式解法」	×	×
平成19年 (行ケ)第10239号	特開2000-122538 「ビットの集まりの短縮表現を生成する方法」	×	×
平成19年 (行ケ)第10056号	特願2006-41777号(※未公開) 「切り取り線付き薬袋」	×	○
平成19年 (行ケ)第10369号	特表2002-528832 「双方向歯科治療ネットワーク」	×	○
平成20年 (行ケ)第10001号	特開2004-355496 「音素索引多要素行列構造の英語と他言語の対訳辞書」	×	○

●平成19年(行ケ)第10369号の概要

【出訴時の請求項1】

歯科補綴材の材料、処理方法、およびプレパラートに関する情報を蓄積するデータベースを備えるネットワークサーバと;前記ネットワークサーバへのアクセスを提供する通信ネットワークと;データベースに蓄積された情報にアクセスし、この情報を人間が読める形式で表示するための1台または複数台のコンピュータであって少なくとも歯科診療室に設置されたコンピュータと;**要求される歯科修復を判定する手段と;前記歯科修復の歯科補綴材のプレパラートのデザイン規準を含む初期治療計画を策定する手段**とからなり、前記通信ネットワークは初期治療計画を歯科技工室に伝送し;また前記通信ネットワークは必要に応じて初期治療計画に対する修正を含む最終治療計画を歯科治療室に伝送してなる、コンピュータに基づいた歯科治療システム。



【特許庁の判断】

請求項1において、**歯科医師が、その精神活動の一環として「判定する」こと、「策定する」ことを、それぞれ「手段」と表現したものである。**



発明全体をみても、自然法則を利用した技術的創作(「発明」)とすることはできない。

【裁判所の判断】

明細書に記載された発明の目的や発明の詳細な説明に照らすと、本願発明は、全体としてみるとコンピュータに基づいて機能する技術的手段を提供するものと理解することができる。



「発明」に該当しないとした特許庁(審決)の判断は是認することができない。

【考察】

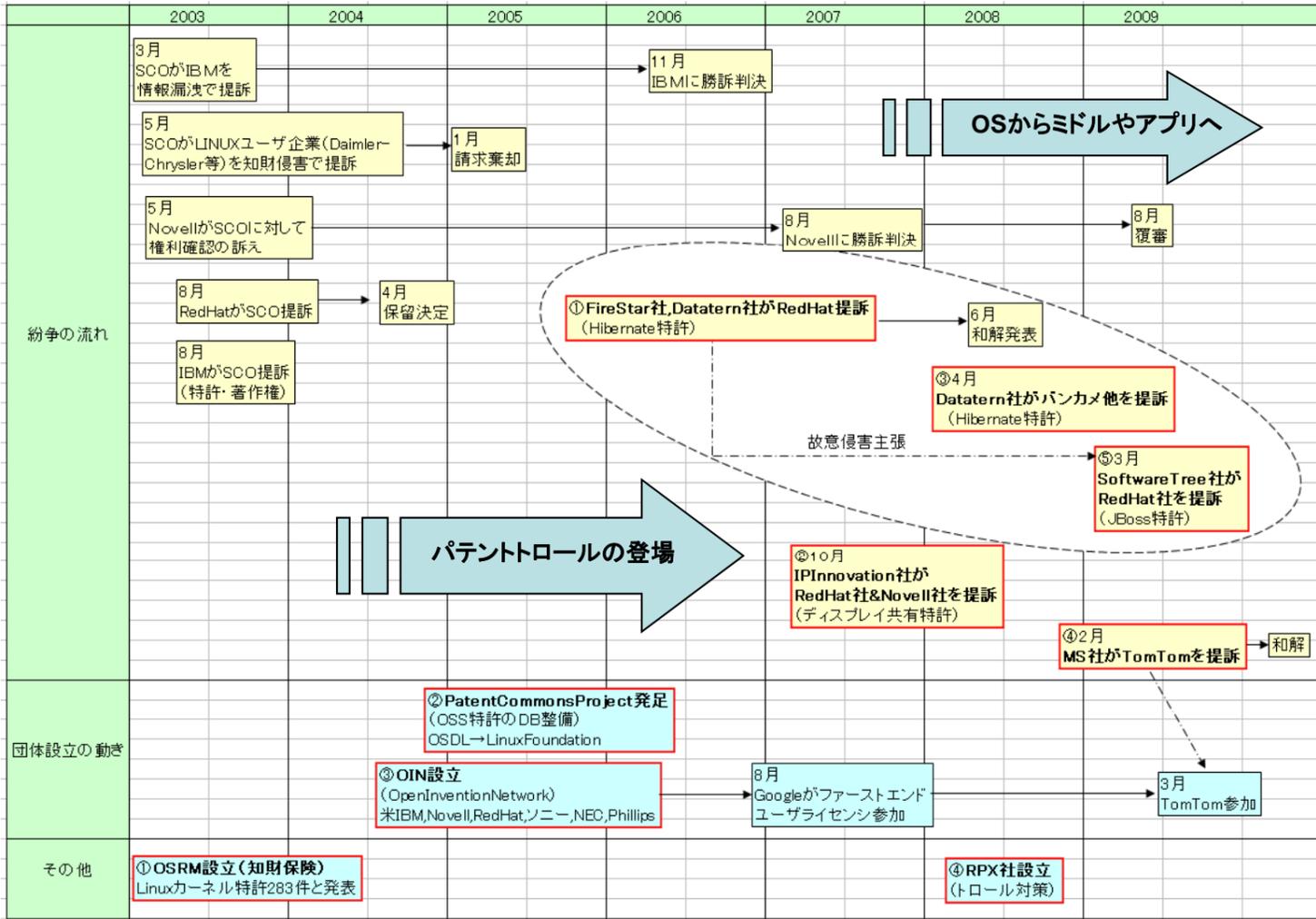
- ・請求項だけでなく**明細書の記載まで参酌して発明成立性を判示**(特許庁判断と異なる)。
- ・最終的に登録された請求項は、本件の論点となった「人間」が判断する手段を削除。

➡ **出願人としては、現在の審査基準に即して請求項及び明細書を作成すべきである。**

～詳細な検討内容は、「知財管理誌 2月号」に掲載!～

[調査研究テーマ]

オープンソースソフトウェア(OSS)の知財トラブルと関連団体の動き



【考察】

○ファンドを通じて特許を集める団体や、ビジネスとしてパテントロール対策を行う企業によって、古い特許に対するリスクは早晚解消へ向かうと予想される。

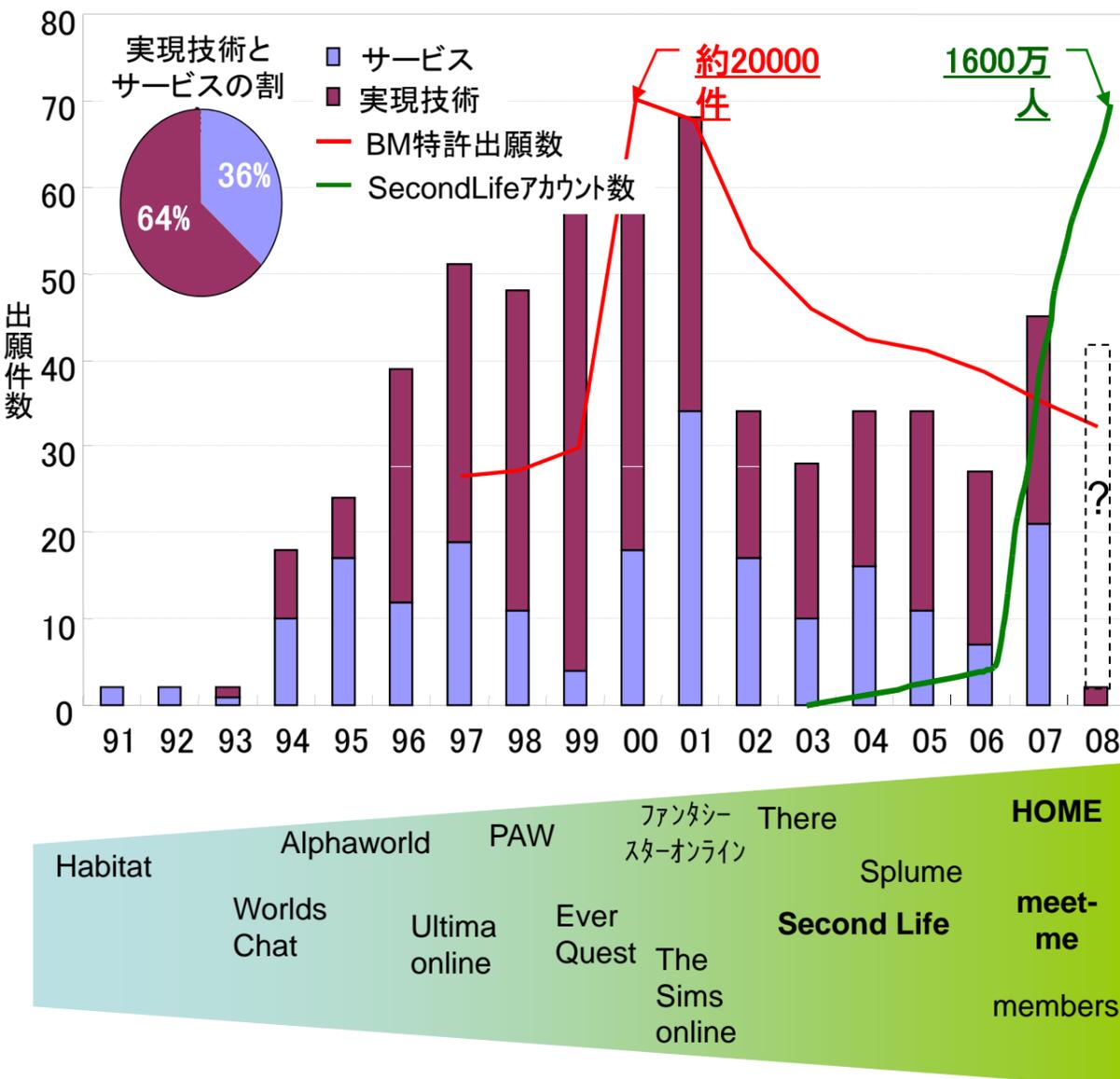
○日本では、OSSビジネスの規模が小さく、ソフトウェア特許が登録されにくいいため、現時点ではOSS特許リスクが顕在化していない。

○知財保証をしているRedHatとパテントロールとの訴訟が散見される。ユーザにとって知財保証は大きな魅力だが、一部ベンダへの負担が増大する状態は長続きしないだろう。

～2010年度も継続してOSSに関する知財問題を検討予定～

[調査研究テーマ]

仮想世界関連発明とサービスの分析



【分析1】

サービス自体の出願よりも画像処理や通信等の実現技術の出願件数が多い。

【考察1】

要因として、出願件数の多い出願人の業種に依存していることや、日本では実現技術のほうが特許化容易であることが挙げられる。

【分析2】

出願件数が2002年から2006年まで低迷していたが、2007年(45件)で増加している。

【考察2】

Second Lifeブームにより、仮想世界にビジネスチャンスを見出したサービス提供者(携帯電話、ゲームなど)が特許出願を行なったと考えられる。



新・仮想生活つきコミュニティ『Nicotto Town(ニコットタウン)』

スクウェア・エニックス・グループ 株式会社スマイルラボ

<http://www.nicotto.jp/>

<http://www.smile-lab.com/>